

平成29年度 長野市一般廃棄物処理実施計画

長野市 環境部 生活環境課
平成30年 1 月

■ 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、長野市一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成29年度長野市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

■ 処理計画期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

■ 処理計画区域 長野市の全域

■ 施行日 平成29年4月1日
 平成29年6月7日一部改定
 平成30年1月4日一部改定

目 次

■ ごみ処理実施計画

1	ごみ発生量見込み	1
2	収集・運搬計画	2
	(1) 家庭ごみ	2
	① 定期収集ごみ	2
	② 一時多量ごみ	3
	③ 特定家庭用機器廃棄物	4
	④ 資源物の拠点回収	4
	⑤ スプリングマットレス等	5
	(2) 事業ごみ	6
	① 豊野地区以外の地域	6
	② 豊野地区	6
	(3) その他のごみ	6
	(4) 焼却灰・飛灰処理物	6
	① 豊野地区以外の地域	6
	② 豊野地区	6
	(5) 不燃残渣	7
	(6) 積替・保管	7
	(7) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可	7
3	市清掃センターの受入	7
4	北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターの受入	7

5	市清掃センターストックヤードでの指定廃棄物の受入	7
6	中間処理計画	8
	(1) 可燃ごみ	8
	①豊野地区以外の地域	8
	②豊野地区	8
	(2) 不燃ごみ	8
	(3) 豊野地区以外の地域の缶・ビン	8
	(4) プラスチック製容器包装、豊野地区以外の地域のペットボトル	8
	(5) 豊野地区の缶	9
	(6) 豊野地区のビン・ペットボトル	9
	(7) 紙	9
	(8) 生ごみ	9
	(9) 木くず（家庭系を除く剪定樹木・伐採木・草）	9
	(10) 特定家庭用機器廃棄物	9
	(11) 家庭系パソコン	9
	(12) 家庭系の割れていない使用済み蛍光灯、 乾電池、廃食用油、剪定枝葉等	10
	(13) 廃タイヤ	10
	(14) 使用済みバッテリー	10
	(15) 医療系廃棄物	10
	①在宅医療系廃棄物	10
	②医療機関から排出される医療系廃棄物	10
	(16) 廃消火器	10
	(17) 展示動物の排せつ物	10
	(18) 使用済小型家電	10
	(19) スプリングマットレス等	10
7	最終処分計画	10
	(1) 委託（外部搬出）による最終処分	10
	(2) 北信保健衛生施設組合最終処分場	11
8	市外からの一般廃棄物受入	11
	(1) 家庭系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入	11
	(2) 家庭系ごみの市清掃センターへの搬入	11
	(3) 事業系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入	11
	(4) 事業系ごみの市清掃センターへの搬入	11
9	外部搬出	11
10	排出状況、処理主体、処理計画一覧表	11
11	ごみの発生抑制のための方策等（具体的施策）及び重点項目	12

(1) 重点項目	1 2
(2) 具体的施策	1 3
基本方針 1 循環型社会定着へ向けた市民・事業者・行政の三者一体による取り組み < 3 R の定着 >	1 3
基本施策 1 - 1 家庭ごみの発生抑制の推進	1 3
1-1-1 家庭ごみの発生抑制の推進	
1-1-2 生ごみの減量化の推進	
1-1-3 容器包装類削減のための啓発	
基本施策 1 - 2 事業ごみの発生抑制の推進	1 4
1-2-1 事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進	
1-2-2 減量計画書等による計画的取組の徹底	
1-2-3 多量排出事業所への立入指導の実施	
1-2-4 多量排出事業所以外の事業所が排出する事業ごみ削減の推進	
基本施策 1 - 3 社会的責任を意識した事業活動の推進	1 5
1-3-1 ながのエコ・サークルの普及促進	
1-3-2 過剰包装削減の推進	
1-3-3 イベントごみの発生抑制の推進	
基本施策 1 - 4 循環利用の推進	1 5
1-4-1 集団回収による資源物回収の促進	
1-4-2 使用済小型家電回収の実施	
1-4-3 サンデーリサイクルによる資源物回収の強化	
1-4-4 リフレッシュプラザを拠点とした再使用の促進	
1-4-5 機密文書再資源化への誘導	
1-4-6 事業系有機性廃棄物の資源化の促進	
基本施策 1 - 5 地球温暖化防止等への配慮	1 6
1-5-1 「長野市バイオマスタウン構想」と連携した取組の推進	
1-5-2 地球温暖化防止にかかる数値指標の算出・検証	
1-5-3 再生品・環境配慮物品等の利用促進	
1-5-4 環境にやさしい収集車両の導入及びエコドライブの推進	
基本施策 1 - 6 環境教育の充実	1 7
1-6-1 ゴミ通信・副読本等を活用した幼児期や学童期の環境教育の推進	
1-6-2 高校や大学と連携した環境調査・啓発活動等の研究の検討	
1-6-3 長野市清掃センター等施設見学の推進	
基本施策 1 - 7 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進	1 8
1-7-1 分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進	
1-7-2 分別・排出指導の徹底	
1-7-3 住民自治協議会・ながの環境パートナーシップ会議等との連携強化	
1-7-4 住民説明会・出前講座の実施	

1-7-5 搬入時の分別指導の徹底	
基本施策 1-8 不法投棄対策の推進	19
1-8-1 ごみゼロ運動等地域美化活動の推進	
1-8-2 地域と連携した不法投棄されにくい環境づくりの推進	
1-8-3 監視の徹底	
基本方針 2 心地よい暮らしづくりに向けた新たな課題への取り組み	
<新たな課題>	20
基本施策 2-1 社会状況の変化に応じた市民ニーズの把握と 情報発信の検討	20
2-1-1 関係機関と連携したライフステージに応じた分別・排出方法の啓発媒体の検討	
基本施策 2-2 排出困難者への支援の検討	20
2-2-1 関係機関と連携した排出困難者への支援の検討	
基本施策 2-3 食品ロス削減に取り組む活動への支援	21
2-3-1 各種団体との連携による食品ロス削減への取り組み	
2-3-2 フードバンク活動への協力・支援	
基本施策 2-4 新たな啓発施設（複合施設）の活用方法の検討	21
2-4-1 啓発施設の活用方法の検討	
基本方針 3 環境負荷の低減に配慮した廃棄物処分への取り組み	
<廃棄物処分>	22
基本施策 3-1 適正な収集運搬体制の構築	22
3-1-1 適正かつ効率的な収集方法・運搬体制の検討	
3-1-2 環境に配慮したごみ集積所設置の支援	
3-1-3 収集運搬業者等の研修会の実施	
基本施策 3-2 効率的な廃棄物行政の推進	22
3-2-1 ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析	
3-2-2 一般廃棄物処理手数料体系の検証	
3-2-3 ごみ通信等の広告媒体としての活用の検討	
3-2-4 処理困難物自主回収の推進	
3-2-5 新たな資源化ルートの検討	
基本施策 3-3 ごみ処理施設の整備	24
3-3-1 安全で安定的な処理の継続実施	
3-3-2 環境調査等の実施	
3-3-3 長野広域連合ごみ処理施設の整備促進	
3-3-4 新たな広域ごみ焼却施設建設に伴う清掃センターの整備	
基本施策 3-4 災害廃棄物対策	24
3-4-1 災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	

基本方針4 計画を推進していくための取り組み	25
基本施策4-1 PDCAサイクルによる計画（施策）の進行管理	25
4-1-1 ごみ処理実施計画による施策の実施	
4-1-2 数値目標と実績との比較によるごみ処理の評価	
4-1-3 まちづくりアンケートの活用	
4-1-4 計画の中間評価（見直し）の実施	

■ 生活排水処理実施計画

1 し尿、浄化槽汚泥発生量及び処理量の見込み	26
2 収集・運搬体制	26
3 中間処理計画	28
4 最終処分計画	29
5 市外からの一般廃棄物受入	29
6 外部搬出	30

ごみ処理実施計画

1 平成29年度ごみ発生量計画数値

項 目	計画数値
行政区域内人口 (人)	373, 393
家庭ごみ (収集ごみ) 排出量計 (トン/年)	76, 079
一人一日当たり (g/人・日)	558
可燃ごみ (トン/年)	53, 064
一人一日当たり (g/人・日)	389
不燃ごみ (トン/年)	4, 916
一人一日当たり (g/人・日)	36
数値目標設定 一人一日当たりの可燃・不燃ごみ (g/人・日)	425
資源物 (トン/年)	18, 098
一人一日当たり (g/人・日)	133
紙 (トン/年)	5, 327
びん (トン/年)	2, 166
缶 (トン/年)	623
ペットボトル (トン/年)	489
プラスチック製容器包装 (トン/年)	3, 482
剪定枝葉 (トン/年)	5, 851
その他資源物 (トン/年)	161
事業系ごみ 排出量計 (トン/年)	41, 817
数値目標設定 可燃ごみ (トン/年)	40, 036
不燃ごみ (トン/年)	1, 290
資源物 (トン/年)	490
小 計 (トン/年)	117, 896
集団回収量 (トン/年)	12, 273
数値目標設定 総排出量 (トン/年)	130, 168
一人一日当たり総排出量 (g/人・日)	955

2 収集・運搬計画

(1) 家庭ごみ

① 定期収集ごみ

家庭ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議のうえ位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみ集積所」という。）及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が以下の収集回数により収集運搬を行う。ただし、豊野地区の乾電池及び家庭灰は随時受けし、ペットボトルとビン（※）は北信保健衛生施設組合が委託した事業者が収集運搬する。

家庭ごみの分別区分及び排出方法等は以下に定めるほか、別に地区ごとに定める平成29年度長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダーによるものとする。

収集区域	分別区分	収集回数 (※1)	収集場所 (※2)	排出方法	備考	
長野市全域	可燃ごみ	2回/週	ごみ集積所	<p>条例第9条第1項第2号及び条例第14条別表第1の規定による市が指定する袋に入れて出す。(※3)袋に入らない大きさで、およそ1m×50cm×50cmまでのものについては、条例第9条第1項第2号及び条例第14条別表第1の規定による粗大ごみシールを貼付して出す。</p> <p>4種類に分けて、ひもで十字文字にしぼって出す。</p> <p>ごみ集積所の青色ネット袋へ出す。</p> <p>ごみ集積所の緑色ネット袋へ出す。</p> <p>枝類はひもでしばり、草・葉は透明又は半透明な袋（市指定袋以外の袋(旧指定袋でも可)）に入れて出す。</p> <p>ごみ集積所の色別コンテナへ出す。(豊野地区の乾電池を除く)</p>	<p>指定袋及び粗大ごみシールは条例第9条第2項の規定に基づく小売店で購入する。(※3)</p> <p>プラスチック製容器包装のうち、袋に入らない大きさで、およそ1m×50cm×50cmまでのものについては粗大ごみシールの貼付は不要。</p> <p>①新聞・折込チラシ②ダンボール③紙パック④雑誌・その他の古紙</p> <p>庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切り花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉</p> <p>ビンは無色透明、茶色、その他の色に分け、それぞれ白、茶、青色コンテナへ出す。ただし、視覚障がい者については、ビンに分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シールを貼って出すことができる。</p>	
	不燃ごみ	1回/4週				
	資源物	プラスチック製容器包装				1回/週
		紙				1回/4週
		缶				1回/4週
		ペットボトル				2回/4週
		剪定枝葉等				1回/週 (※4)
		ビン				1回/4週
乾電池						

					豊野地区を除く地域の乾電池は赤色コンテナへ出す。 豊野地区の乾電池は、指定回収場所（豊野支所）で随時回収を行う。
	家庭灰			豊野地区を除く地域の家庭灰は、濡れても破れない丈夫な袋に入れて「灰」と明記してビン類の日に出す。	豊野地区の家庭灰は、指定回収場所（豊野支所）で随時回収を行う。

※1 以下に掲げる地区の収集回数は下表のとおり。

分別区分	豊野地区	戸隠・鬼無里・大岡地区及び信州新町地区の一部
可燃ごみ	2回/週	1回/週
不燃ごみ	1回/月	1回/4週
プラスチック製容器包装	1回/週	1回/週
紙	2回/月	1回/4週
缶	2回/月	1回/4週
ペットボトル	1回/月	2回/4週
剪定枝葉等（※4）	1回/週	集積所収集なし
ビン	1回/月	1回/4週
乾電池	随時回収	
家庭灰	随時回収	

※2 豊野地区のペットボトル、ビン、乾電池、家庭灰は、別に定める指定回収場所で収集を行う。

※3 豊野及び中条地区を除く地域の可燃ごみ及び不燃ごみ用の旧指定袋については、旧指定袋の容量に応じた手数料納付済みシールを小売店で購入し、当該旧指定袋に貼付した場合に限り、当面の間使用することができる。

豊野地区の可燃ごみ、埋立ごみ及び金属ごみ用の旧指定袋については、旧指定袋の容量に応じた手数料納付済みシールを小売店で購入し、当該旧指定袋に貼付した場合に限り、旧可燃ごみ用は可燃ごみ用、旧埋立ごみ及び旧金属ごみ用は不燃ごみ用として当面の間使用することができる。

中条地区の旧もえるごみ専用袋及び不燃物専用袋については、1枚20円の手数料納付済みシールを小売店で購入し、当該旧専用袋に貼付した場合に限り、旧もえるごみ専用袋は可燃ごみ用、旧不燃物専用袋は不燃ごみ用として当面の間使用することができる。旧塩化ビニール・プラスチック専用袋については、プラスチック製容器包装用として当面の間使用することができる。

※4 剪定枝葉等の収集は、平成29年4月から12月までとし、平成30年1月から3月までの間の収集は行わない。なお、この間に出る剪定枝葉等は、平成30年4月まで家庭で保管しておくか、可燃ごみとして排出するものとする（可燃ごみとして排出する場合は、表中の可燃ごみの排出方法等に従う）。また、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区はごみ集積所での剪定枝葉等の定日収集は行わない。

②一時多量ごみ

一時多量ごみについては、次のいずれかにより処理をする。

- ア 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別して市清掃センターへ持ち込む。ただし、豊野地区の可燃ごみは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターへ持ち込む。

- イ 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみ同様に分別の上、申込みにより市が直営で収集運搬する。
- ウ 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者処理施設への運搬を依頼する。

③特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物については、次のいずれかにより処理をする。

- ア 原則として、購入店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- イ 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所または市清掃センターに搬入する。
- ウ 郵便局でリサイクル料金支払い後、市清掃センターまたは一般廃棄物収集運搬業許可事業者指定引取場所への運搬を依頼する。

④資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から生じた資源物の一部について、指定回収場所での拠点回収を実施する。

ア サンデーリサイクル

次の日程、場所により「サンデーリサイクル」を実施する。回収する品目は、紙（新聞・折込ちらし、段ボール、雑誌・その他の古紙）、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、家庭用廃食用油（一部の会場のみ）、剪定枝葉等（戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所会場のみ）、使用済小型家電（西友古里店及びA・コープ篠ノ井店会場のみ）。

実施時間 午前10時～午後1時

	会 場	会 場 別 回 収 品 目
第1日曜日	西友西尾張部店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	西友南長野店（稲里町中央）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	デリシア若槻店 （店舗西側第2駐車場）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	マツヤ稲葉店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	戸隠支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
第2日曜日	西友古里店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、使用済小型家電（※1）
	A・コープファーマーズ篠ノ井店 （店舗東側駐車場）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、使用済小型家電（※2）
	長野市役所第二駐車場	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	鬼無里支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等

第3日曜日	柳原支所・公民館駐車場（4月を除く）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	西友川中島店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	ユー・パレット赤沼店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	アップルランド大豆島店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	信州新町支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
	中条支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
第4日曜日	西友伊勢宮店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	西友長野北店（檀田二丁目）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	A・コープ松代店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	ベイシア長野東店（小島）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	大岡支所駐車場（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等

※1・2 使用済小型家電の回収は、4月・6月・9月・12月・3月に西友古里店で、5月・8月・11月・2月にA・コープファーマーズ篠ノ井店で実施する。

イ 家庭用蛍光灯

割れていない家庭用使用済み蛍光灯は、サンデーリサイクル、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、支所、連絡所（信里、柵）で随時回収を実施する。

ウ 剪定枝葉等

家庭から一時的に多量に出る庭木の剪定枝葉、落ち葉、草等については、定期収集及びサンデーリサイクル会場（一部の会場のみ）での収集によるほか、市清掃センター指定回収場所で随時回収を実施する（自己搬入する場合に限る）。

エ 使用済小型家電

使用済小型家電は、サンデーリサイクル及び市と回収委託契約を結んだ小型家電回収協力店で随時回収を実施する。

⑤スプリングマットレス等

コイル状のスプリングを使用したマットレス及びソファ等（以下「スプリングマットレス等」という。）は、次のいずれかにより処理をする。

ア 排出者が自ら市清掃センターに事前予約した後、市清掃センターストックヤードに搬入する。

イ 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者（2社）に運搬を依頼するか、同事業者に搬入する。

(2) 事業ごみ

①豊野地区以外の地域

次のいずれかにより処理する。

ア 再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。

イ 市清掃センターへ可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し自己搬入する。搬入する一般廃棄物については、条例第13条に定める市清掃センター廃棄物受入基準に従う。

ウ 排出者が自ら、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。

エ 処理委託するため、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に自己搬入する。

オ 国民宿舎松代荘の調理過程で発生する野菜くずについては、資源への転換を促進するため、国民宿舎松代荘は、市農業研修センターへ同センター内への運搬を委託し、同センターが運搬する。

②豊野地区

次のいずれかにより処理する。

ア 再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。

イ 可燃ごみは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターへ、資源物については市清掃センターへ紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に4分別し自己搬入する。可燃ごみについては北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター受入基準に従う。搬入する一般廃棄物の資源物については、条例第13条に定める市清掃センター廃棄物受入基準に従う。

ウ 排出者が自ら、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。

エ 処理委託するため、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に自己搬入する。

(3) その他のごみ

地域住民の奉仕活動等による清掃ごみ等は、ごみ集積所に公共ごみ専用指定袋を使用して出すか、またはその実施者が自ら家庭ごみの定期収集と同様に分別して市清掃センターまたは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターへ持ち込むか、あるいは市が直営で収集運搬する。

(4) 焼却灰・飛灰処理物

①豊野地区以外の地域

市清掃センター焼却施設から排出される焼却灰及び飛灰処理物については、市が処理委託した一般廃棄物処分業許可事業者へ市の委託事業者が運搬する。

②豊野地区

北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターから排出される焼却灰及び飛灰処理物については、北信保健衛生施設組合最終処分場へ北信保健衛生施設組合の委託事業者が運搬する。

(5) 不燃残渣

市清掃センター資源化施設から排出される不燃残渣(資源回収後に残った不燃物)は、市が処理委託した一般廃棄物処分業許可事業者へ市の委託事業者が運搬する。

(6) 積替・保管

市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者のうち、積替・保管の許可又は指定を受けた者は、その許可又は指定条件に応じて、積替・保管後市清掃センター等へ搬入することができる。

(7) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の許可

ごみ発生見込み量に対し、許可事業者数は充足しており、既存許可事業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の許可申請(新規)は受け付けない。

ただし、別に定める「長野市一般廃棄物収集運搬業許可方針」に該当する場合はこの限りではない。

3 市清掃センターの受入

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)第13条に定める市清掃センター廃棄物受入基準のとおりとする。

市清掃センター受入時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から11時30分まで及び午後1時から4時30分まで

土曜日 午前8時30分から11時30分まで

祝休日は、原則として休み

4 北信保健衛生施設組合 東山クリーンセンターの受入

持ち込むごみは可燃ごみに限る。

東山クリーンセンター受入時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日 午前8時30分から午前12時まで

祝休日は、原則として休み

5 市清掃センターストックヤードでの指定廃棄物の受入

家庭から出るタイヤ、コンクリートブロック等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物について、市清掃センターで事前に予約を受け付けし、市清掃センターストックヤードで市民から有料で受け入れを行う。受け入れた指定廃棄物については、処理事業者に市が処理委託する。

指定廃棄物の品目及び手数料については、別に定める。

事前予約の受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

市清掃センターストックヤードでの受入日時

毎月第2及び第4土曜日 午前8時30分から11時30分まで

祝日は、原則として休み

6 中間処理計画

(1) 可燃ごみ

①豊野地区以外の地域

市清掃センターの焼却施設で焼却処理する。なお、焼却熱を利用し蒸気タービン発電機によって発電した電気の一部を電力会社に売却するとともに、蒸気の熱交換による温水を「大豆島いこいの家」の施設に供給する。

【市清掃センター焼却施設の概要】

名 称	長野市清掃センター焼却施設
所 在 地	長野市松岡二丁目42番1号
型 式	全連続燃焼式
処理能力	450 t / 24 h (150 t / 24 h × 3 炉)
焼 却 炉	ストーカ式

②豊野地区

北信保健衛生施設組合の東山クリーンセンターで焼却処理する。ただし、同センターが工事等に伴い、搬入が困難な場合、事前に同組合と協議の上、市清掃センターで焼却処理する。なお、焼却熱を利用してつくった蒸気を道路の下に埋め込んだ配管内に通して、周辺道路に雪が積もるのを防ぐ。

【北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターの概要】

名 称	北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター
所 在 地	中野市大字中野1308番地1
型 式	全連続焼却式火格子焼却炉
処理能力	130 t / 24 h (65 t / 24 h × 2 炉)
焼 却 炉	ストーカ式

(2) 不燃ごみ

市清掃センターの資源化施設（リサイクルプラザ）にて可燃性残渣、破碎鉄・破碎アルミ、不燃残渣に選別し、可燃性残渣は市清掃センターの焼却施設にて焼却処理、破碎鉄・破碎アルミは市が委託した事業者で資源化処理を行う。

【市清掃センター資源化施設の概要】

名 称	長野市清掃センター資源化施設
所 在 地	長野市松岡二丁目42番1号
処 理 能 力	不燃・粗大ごみ系 150 t / 5 h 資源系 20 t / 5 h

(3) 豊野地区以外の地域の缶・ビン

豊野地区以外の地域の缶は、市清掃センターの資源化施設の選別設備により鉄、アルミに選別後、市が委託した事業者で資源化処理を行う。または市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で選別、資源化処理を行う。

豊野地区以外の地域のビンについては、市清掃センター資源化施設でそれぞれ種類ごとに保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会または市が委託した事業者で資源化処理を行う。

(4) プラスチック製容器包装、豊野地区以外の地域のペットボトル

プラスチック製容器包装については市清掃センターの圧縮梱包施設にて手選別により異物を除去した後、圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会が資源化処理を行う。

豊野地区以外の地域のペットボトルについては、市清掃センターの圧縮梱包施設にて圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会が資源化処理を行う。または市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者が資源化処理を行う。

【市清掃センター圧縮梱包施設の概要】

名 称	長野市清掃センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設
所 在 地	長野市松岡二丁目42番1号
圧縮梱包設備	油圧式、ラッピング+PPバンド
処 理 能 力	10 t / 5 h × 2 系列 = 20 t / 日

(5) 豊野地区の缶

北信保健衛生施設組合不燃物処理センターで鉄、アルミに選別後、北信保健衛生施設組合が委託した事業者が資源化処理を行う。

【北信保健衛生施設組合不燃物処理センターの概要】

名 称	北信保健衛生施設組合不燃物処理センター
所 在 地	下高井郡山ノ内町大字戸狩683番地1
処 理 能 力	20 t / 5 h

(6) 豊野地区のビン・ペットボトル

ビンについては、北信保健衛生施設組合が委託した事業者でそれぞれ種類ごとに保管した後、(財)日本容器包装リサイクル協会が資源化処理を行う。

ペットボトルについては、北信保健衛生施設組合が委託した事業者で圧縮梱包し保管した後、(財)日本容器包装リサイクル協会が資源化処理を行う。

(7) 紙

古紙事業者または市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者にて資源化処理を行う。

(8) 生ごみ

市清掃センター若しくは北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターにおいて焼却処理又は一般廃棄物処分業許可事業者、市が指定する一般廃棄物再生利用業者(指定証に記載のある排出元からの生ごみに限る)、特定非営利活動法人若しくは市農業研修センターにて資源化処理を行う。

(9) 木くず(家庭系を除く剪定樹木・伐採木・草)

一般廃棄物処分業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生利用業者(指定証に記載のある排出元からの木くずに限る)にて資源化処理、若しくは市の「果樹剪定枝等まきストーブ活用推進事業」により処理を行う。

(10) 特定家庭用機器廃棄物

製造事業者を通じて資源化処理を行う。

- (11) 家庭系パソコン
製造事業者またはパソコン3R推進センターを通じて資源化処理を行う。または、使用済小型家電として使用済小型電子機器等の再資源化の処理に関する法律に基づく認定事業者へ引渡して再資源化する。
- (12) 家庭系の割れていない使用済み蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
市委託事業者にて資源化処理を行う。
家庭から排出される剪定枝葉等については、市委託事業者または一般廃棄物処分業許可事業者で資源化処理を行う。
- (13) 廃タイヤ
タイヤを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼する他、市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者にて資源化処理を行う。
- (14) 使用済みバッテリー
電池工業会リサイクル協力店、バッテリーを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼し、資源化処理を行う。
- (15) 医療系廃棄物
① 在宅医療系廃棄物
別に定める「在宅医療廃棄物の取扱い基準」に従い処理する。
② 医療機関から排出される医療系廃棄物
医療機関が責任をもって適正に処理する。
- (16) 廃消火器
特定窓口、指定引取場所へ直接持ち込み、又は回収を依頼し、消火器リサイクル推進センター（消火器リサイクルシステム）を通じて資源化処理を行う。
- (17) 展示動物の排せつ物
市清掃センターの焼却施設にて焼却処理する。
ただし、市清掃センター搬入抑制期間中は、受入中止とする。
- (18) 使用済小型家電
拠点回収及び不燃ごみとして市清掃センターの資源化施設（リサイクルプラザ）に搬入された廃棄物からピックアップ回収した使用済小型家電は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者へ引き渡して、再資源化する。
- (19) スプリングマットレス等
一般廃棄物収集運搬業許可事業者によって運搬若しくは同事業者へ搬入されたスプリングマットレス等は、同事業者でスプリング等と残渣を選別した後、スプリング等は資源化処理し、残渣は市清掃センターにて焼却処理する。

7 最終処分計画

- (1) 委託（外部搬出）による最終処分
市清掃センターの焼却施設の焼却灰・飛灰処理物及び市清掃センターの資源化施設の

不燃残渣並びに家庭灰については、処理施設のある市町村との協議終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「法施行令」という。）第4条第9号イに基づく通知をした後、市が処理委託した一般廃棄物処理業許可事業者にて埋め立てる。

(2) 北信保健衛生施設組合最終処分場

北信保健衛生施設組合東山クリーンセンターで焼却処理された豊野地区の可燃ごみの焼却灰・集塵灰を埋め立てる。

【北信保健衛生施設組合最終処分場の概要】

名 称	北信保健衛生施設組合最終処分場
所 在 地	中野市大字大俣1120番地
総 面 積	18,700m ²
埋 立 面 積	7,970m ²
埋 立 容 量	85,600m ³
埋 立 方 法	セル方式
浸出水処理	35m ³ /日

8 市外からの一般廃棄物受入

長野市以外からの一般廃棄物受入については次によることとし、搬入市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イの通知を受ける。

ただし、(2)の場合は法施行令第4条第9号イの通知を要しない。

(1) 家庭系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入

要請があった場合、搬入市町村と十分協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れのない場合のみ実施することができる。

(2) 家庭系ごみの清掃センターへの搬入

要請があった場合、搬入市町村と十分協議し、地元区の了解が得られた場合のみ実施することができる。

(3) 事業系ごみの一般廃棄物処分業許可事業者等への搬入

排出者所在市町村と十分協議し、必要と認められ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れのない場合のみ実施することができる。

(4) 事業系ごみの清掃センターへの搬入

要請があった場合、搬入市町村と十分協議し、地元区の了解が得られた場合のみ実施することができる。

9 外部搬出

長野市内で資源化処理できない蛍光灯、乾電池等の一般廃棄物及び市清掃センター搬入抑制期間中に受入中止となる展示動物の排せつ物並びに市清掃センター焼却施設の焼却灰及び飛灰処理物については、処理施設のある市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行う。

10 排出状況、処理主体、処理計画一覧表

別紙のとおり

11 ごみの発生抑制のための方策等（具体的施策）及び重点項目

「長野市一般廃棄物処理基本計画（H29～33年度）」で定めている4つの基本方針、17の基本施策に基づき、目標達成のための53の具体的施策を実施する。

また、同基本計画の初年度に当たる平成29年度のごみ処理実施計画の重点項目は、第二次長野市環境基本計画後期計画において、特に重点的に展開する次の基本施策を基本とし、設定する。

- ①家庭ごみの発生抑制の推進
- ②事業ごみの発生抑制の推進
- ③社会的責任を意識した事業活動の推進
- ④循環利用の推進
- ⑤環境教育の充実
- ⑥ごみ処理施設の整備

（1）重点項目

次の11項目を重点項目とする。

基本方針1 循環型社会へ向けた市民・事業者・行政の三者一体による取り組み

基本施策	具体的施策	
1-1 家庭ごみの発生抑制の推進	1-1-2	生ごみの減量化の推進
	1-1-3	容器包装類削減のための啓発
1-2 事業ごみの発生抑制の推進	1-2-3	多量排出事業所への立入指導の実施
1-3 社会的責任を意識した事業活動の推進	1-3-1	ながのエコ・サークルの普及促進
1-4 循環利用の推進	1-4-1	集団回収による資源物回収の促進
	1-4-3	サンデーリサイクルによる資源物回収の強化
1-6 環境教育の充実	1-6-1	ゴミ通信・副読本等を活用した幼児期や学童期の環境教育の推進

基本方針2 心地よい暮らしづくりに向けた新たな課題への取り組み

基本施策	具体的施策	
2-3 食品ロス削減に取り組む活動への支援	2-3-2	フードバンク活動への協力・支援
2-4 新たな啓発施設（複合施設）の活用方法の検討	2-4-1	啓発施設の活用方法の検討

基本方針3 環境負荷の低減に配慮した廃棄物処分への取り組み

基本施策	具体的施策	
3-3 ごみ処理施設の整備	3-3-3	長野広域連合ごみ処理施設の整備促進
	3-3-4	新たな広域ごみ焼却施設建設に伴う清掃センターの整備

(2) 具体的施策

平成29年度の具体的施策の概要は次のとおり。

基本方針1 循環型社会定着へ向けた市民・事業者・行政の三者一体による取り組み

基本施策1-1 家庭ごみの発生抑制の推進

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-1-1	家庭ごみの発生抑制の推進	家庭ごみの発生抑制に向けて、各種施策と連携し、実施します。	①新計画スタートの広報 ・啓発パンフレットの作成・配布 ②2R啓発の強化(基本施策2-1と併せて啓発【施策番号2-1-1】) ③可燃ごみの水切り徹底の啓発 ④チャレンジ800実行チームへの参画	①・②パンフレットの作成
1-1-2	生ごみの減量化の推進	生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ自家処理機器購入費補助金、生ごみ自家処理実践講座及び生ごみ減量アドバイザー派遣制度等を継続します。 また、ながの環境パートナーシップ会議等と連携しながら、一次生成物や生ごみ堆肥の有効活用に向けて検討します。	①生ごみ自家処理機器購入費補助金の交付 ②段ボール箱を使用した生ごみ自家処理実践講座の開催 ③ガーデニング・野菜づくり講座の開催 ④生ごみ減量アドバイザーの派遣 ※段ボール講座を行う場合、規定機材について希望に応じあいません ⑤生ごみ減量アドバイザー養成講座の開催 ⑥生ごみ減量アドバイザー研修会の開催 ⑦生ごみ減量アドバイザー例会での意見交換会等の実施 ⑧一次生成物回収事業	①生ごみ自家処理機器購入費補助金 申請個数360個 ②開催回数 21回 ③開催回数 各1回 ④派遣回数 30回 ⑤養成講座開催回数 5回 ⑥研修会開催回数 3回

1-1-3	容器包装類削減のための啓発	<p>家庭ごみの多くを占める容器や包装を削減するため、ながの環境パートナーシップ会議、NPO、市民活動団体等と連携し、市民一人ひとりがマイバッグ持参や過剰な包装は断るなどの取り組みを実施するよう啓発します。</p> <p>また、事業所、県及び関係団体等と連携し、家庭ごみの減量にもつながるレジ袋有料化の拡大を推進します。</p>	<p>①レジ袋使用削減のためのマイバッグ持参運動等の実施（毎月5日のキャンペーン、持参率調査、市民団体・事業者との懇談会など）</p> <p>②広報紙等広報媒体を通じて、容器包装削減のための啓発</p> <p>③ながの環境パートナーシップ会議レジ袋使用削減プロジェクトチームを通じて事業者には有料化への働きかけ、関係団体と協議</p>	<p>①マイバッグ持参率調査3月（2日間、市内5店舗）実施 ・マイバッグ持参率60%</p> <p>②広報紙でのマイバッグ持参啓発2回</p> <p>③ながの環境パートナーシップ会議「レジ袋使用削減プロジェクトチーム」を通じて取り組み</p>
-------	---------------	--	---	---

基本施策 1-2 事業ごみの発生抑制の推進

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-2-1	事業ごみ減量マニュアル等を活用した減量化の推進	<p>事業ごみの発生抑制を推進するため、事業ごみ減量マニュアル等を活用し、減量化を推進します。</p>	<p>①減量化事例の紹介</p> <p>②事業所での出前講座の実施</p>	<p>②事業所での出前講座実施回数 5回</p>
1-2-2	減量計画書等による計画的取組の徹底	<p>多量排出事業所に対し、減量計画書の提出の徹底を図り、計画的取組を促進します。</p> <p>また、市庁舎及び市有施設から発生するごみの発生抑制を推進します。</p>	<p>①減量計画書提出の徹底 ※対象：多量排出事業所（1日50kg以上排出） ・計画書未提出事業所への立ち入り調査の実施</p> <p>②長野市役所環境保全率先実行計画に基づき、職場環境美化推進委員を通じて周知啓発</p> <p>③指定管理者募集要項においてごみ減量に関する記載について行政管理課と協議</p>	<p>①提出率 98%</p> <p>②職場環境美化推進委員による計画の実施状況の把握と報告を年2回実施</p> <p>③指定管理者募集要項にごみの減量及び分別の徹底に関する事項を明記</p>
1-2-3	多量排出事業所への立入指導の実施	<p>計画書の分析結果に基づく具体的な啓発・指導を行います。</p>	<p>①多量排出事業所への立入調査の実施</p> <p>②新規の多量排出事業所への立入調査の実施</p>	<p>①・②新規及び未提出事業所対象</p>
1-2-4	多量排出事業所以外の事業所が排出する事業ごみ削減の推進	<p>事業ごみの排出実態調査と調査結果に基づく具体的な啓発を実施し、事業所のごみ減量化への取組を推進します。</p>	<p>①業種を定めた個別実態調査の実施</p> <p>②職場での分別徹底の啓発</p>	<p>①市内飲食店関係団体に協力を依頼し、実態把握調査を実施</p>

基本施策 1-3 社会的責任を意識した事業活動の推進

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-3-1	ながのエコ・サークルの普及促進	ながのエコ・サークル認定制度の普及促進を図るとともに、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行います。	①広報媒体等を活用した制度の普及啓発 ②認定事業所の現状把握及び認定事後調査の実施 ③認定基準に、地球温暖化対策の項目を加え、事業所における地球温暖化対策の取り組みを強化	①新規認定数 5事業所 ②認定事業所202事業所中10事業所を現地調査し、取組事例を広報等で紹介
1-3-2	過剰包装削減の推進	事業所によるリユース梱包や簡易包装など、製造・流通・販売段階での過剰包装削減の取組を支援していきます。	①プラスチック製容器包装材使用削減のための関係団体等との協議 ②簡易包装を推進している事業所への支援	
1-3-3	イベントごみの発生抑制の推進	イベントごみの排出実態を把握し、イベント主催者や会場提供者等関係者の協力を得て、ごみをできるだけ出さない取組を進めます。	①イベントごみの実態を把握し、ごみの発生抑制を図る	①会場提供者の排出実態調査の実施 ・イベント時のごみ持ち帰りを啓発 ・イベント主催者に対するリユース食器の提案

基本施策 1-4 循環利用の推進

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-4-1	集団回収による資源物回収の促進	資源物の集団回収について、資源回収報奨金を交付し、自治会等の自主的な再資源化活動を支援するとともに、循環利用に係る意識啓発を図ります。	①資源回収報奨金の交付 ②リユースビン類及び布類回収の推進 ③リサイクルハウス設置事業補助金の交付 ④布類の市況悪化に対応するため、布類回収に係る報奨金額について逆有償を追加設定し、団体活動への支援を充実させ、排出機会の確保を図る	①実施団体数 560団体 ②ビン類・布類回収量 計265 t ③交付件数 21団体(棟) ④逆有償の場合、3円/kgを超えない範囲において6円/kgに上乗せして交付
1-4-2	使用済小型家電回収の実施	使用済小型家電の再資源化を促進し、不燃ごみの削減と資源の有効活用を図るため、効率的な回収方法を検討し、実施します。	①小型家電リサイクル実証実験の状況を検証し、持続的で効率的な回収方法を検討	①実証実験として、回収協力店(家電商)とサンデーリサイクルにて回収を実施 ・回収協力店等受入拠点からの効率的な収集・運搬方法について

			②清掃センターでのピックアップ回収の実施	認定事業者や家電商と検討し、持続可能な回収システムを構築する。 ②年間を通じ資源化施設で小型家電のピックアップ回収を継続
1-4-3	サンデーリサイクルによる資源物回収の強化	サンデーリサイクルによる資源物の拠点回収を実施します。	①サンデーリサイクル会場(20会場)周知のためのチラシの作成と活用により排出機会の周知に努める	①チラシ発行 年1回
1-4-4	リフレッシュプラザを拠点とした再使用の促進	長期使用や再使用を促進するため、不用品の交換・提供やリサイクル関連イベント等を開催します。	①不用品交換や提供の場として、リサイクル広場、レインボー広場、フリーマーケット、おさがり交換会等を開催	①リサイクル広場開催回数 6回 レインボー広場情報掲載回数12回 フリーマーケット開催回数 7回
1-4-5	機密文書再資源化への誘導	事業所から発生するオフィスペーパーなどの紙類について再資源化を促進するとともに、焼却処理されることが多い機密文書についても再資源化への誘導策を検討します。	①機密文書を含む紙類の資源化ルートの現状調査を実施	①多量排出事業所調査及びそれ以外の事業者調査に併せて訪問調査を実施
1-4-6	事業系有機性廃棄物の資源化の促進	飲食業や食品関連事業所等から発生する生ごみの資源化の促進に向けて、食品リサイクル法関連の情報提供を行うほか、事業者が行う資源化の取組を支援していきます。	①飲食業・食品関連事業所等の食品廃棄物の資源化を促進 ②「環境にやさしい農業地域循環モデル事業」として、市農業研修センターで栽培した野菜を宿泊施設へ販売し地産地消を図るとともに、同施設で発生する野菜くずを堆肥として同センターのほ場へ還元する。	①多量排出事業所及びそれ以外の事業所の調査時に併せて資源化事業者やフードバンク等の情報を提供 ②国民宿舎松代荘と市農業研修センターで野菜くずに係る処理契約を締結し、野菜くずを堆肥化する。 回収量 1,200kg

基本施策 1-5 地球温暖化防止等への配慮

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-5-1	「長野市バイオマスタウン構想」と連携した取組の推進	「長野市バイオマスタウン構想」と連携し、廃棄物系バイオマスの有効活用のための取組を推進していきます。	①バイオマスタウン構想推進協議会への参画と併せ、廃棄物系バイオマスの利活用検討	①バイオマス産業都市構想の検討 ・施策番号3-2-5と併せ、剪定枝葉等利活用の検討

1-5-2	地球温暖化防止にかかる数値指標の算出・検証	地球温暖化防止にかかる数値指標として、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量等を算出し、経年変化について検証を行います。	①廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量を算出	①経年変化等に基づき、実態の検証を継続
1-5-3	再生品・環境配慮物品等の利用促進	市民や事業者に対して、再生品や環境配慮物品等の利用促進を図ります。	①再生品利用等が体験できる各種講座・教室を開催したり、ながの環境フェア、展示会のイベントで情報を発信する。	①ながの環境フェア 来場者数6000名 ・体験講座・教室の開催回数 24回
1-5-4	環境にやさしい収集車両の導入及びエコドライブの推進	収集運搬段階における環境負荷の低減を図るため、委託事業者の協力を得ながら、低公害型の収集車両の導入を促進するとともに、バイオマス燃料の導入、エコドライブ(省燃費運転)の実践等を促進します。	①車両導入とエコドライブの実践に向け事業者との協議を継続する。	①委託事業者への情報提供及びエコドライブ研修会の実施

基本施策 1-6 環境教育の充実

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-6-1	ゴミ通信・副読本等を活用した幼児期や学童期の環境教育の推進	「ながのゴミ通信」(以下、「ゴミ通信」という。)の発行や保育幼稚園課、教育委員会・学校等との連携による副読本等の作成、生ごみ自家処理実践講座の開催などを通じ、ごみに関する環境教育・学習機会の拡大を図ります。	①園児を対象とした環境学習会の開催 ②環境学習記事の掲載(ゴミ通信) ③環境教育・環境学習に関する教職員研修講座の開催 ④子どもたちが環境について考える「環境子どもサミット」の開催	①開催回数 5回 ※「段ボール箱を使用した生ごみ処理教室(パネルシアター)」等 ②掲載回数 1回(10号2月) ③1回(廃棄物関係) ④市制120周年を迎えることから、環境子どもサミットで120年前～現在の環境や生活スタイルなどの変化と、これからの環境について考える学習会を予定
1-6-2	高校や大学と連携した環境調査・啓発活動等の研究の検討	市内の高校・大学と連携し、環境調査や啓発活動等の研究を検討します。	①インターンシップ等の受入れの際の学生のごみに対する意識調査	①年1回

1-6-3	長野市清掃センター等施設見学の推進	清掃センターで処理されるごみの量、施設の大きさをリアルに体感することで、ごみ減量とリサイクルの大切さを学べる施設見学を実施します。	①学校間の見学日程を調整し、見学者の年齢、見学目的に合った分かりやすい説明を行う。	①市内小学校の全校受け入れ（市立54校＋その他）及び一般団体の受け入れ 受け入れ団体数 90団体
-------	-------------------	---	---	--

基本施策 1-7 分別の徹底とわかりやすい啓発活動の推進

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-7-1	分別の徹底に向けたわかりやすい啓発活動の推進	<p>家庭へは、「ごみの出し方保存版」、「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」及びゴミ通信等の冊子を活用した啓発のほか、住民説明会・出前講座の開催、分別強調月間における巡回指導等により周知徹底を図ります。</p> <p>事業所へは、「事業ごみの分け方・出し方」や「事業ごみ減量マニュアル」等を活用し、商工団体等とも連携した啓発活動を推進します。</p>	<p>①ごみの出し方保存版、ごみ収集カレンダーによる分別啓発や分別徹底に関する記事の掲載（ゴミ通信10号）</p> <p>②広報ながの、FMラジオ、有線放送等による啓発</p> <p>③分別徹底のための住民説明会や出前講座等の開催</p> <p>④事業所での出前講座実施</p> <p>⑤広域ごみ焼却施設の平成30年度中の稼働に合わせた新たな分別方法の検討とその周知啓発に向けた準備</p>	<p>①ごみ収集カレンダー及びゴミ通信の掲載回数 1回（2月）</p> <p>②広報ながの5回掲載、FMラジオ10回放送（再放送含）、有線放送12回（再放送含）</p> <p>③開催回数40回</p> <p>④年5回</p> <p>⑤広域ごみ焼却施設での処理方法に対応する新たな分別方法について検討し、ごみの出し方保存版の改訂版の全戸配布に向けた予算要求や地区説明会実施に向けた準備を行う。</p>
1-7-2	分別・排出指導の徹底	分別の不徹底や排出ルール違反ごみに対しては、地域や集合住宅管理者と連携しながら個別指導を含め指導を強化していきます。	<p>①分別強調月間に各地区役員と協力し、分別指導を実施</p> <p>②ルール違反ごみを調査し、排出者が特定できた場合は個別指導を実施</p> <p>③ルール違反が多い集積所の重点的指導</p> <p>④家庭ごみの組成調査の実施</p>	<p>①分別強調月間の巡回指導 12地区</p> <p>④年1回</p>

1-7-3	住民自治協議会・ながの環境パートナーシップ会議等との連携強化	住民自治協議会（環境担当部会）や自治会等と連携し、住民説明会や出前講座において発生抑制や各地域の課題について啓発・指導を進めていきます。 また、生ごみや容器包装類削減については、ながの環境パートナーシップ会議、NPO、市民活動団体等との連携を強化し、取組を推進します。	①分別強調月間に集積所の巡回指導を実施し、巡回結果について地区に報告を行い、改善を促す ②住民自治協議会（環境担当部会）や環境パートナーシップ会議「生ごみ削減・再生利用プロジェクト」と連携し、生ごみ堆肥化や生ごみ堆肥化と一次生成物を混ぜた土から野菜と花づくりを呼びかける（一次生成物の利用方法）	①分別強調月間の集積所の巡回指導結果を地区に文書報告 12地区 ②研修会開催 安茂里地区、若槻地区、大豆島地区
1-7-4	住民説明会・出前講座の実施	住民説明会や出前講座の開催により分別や適正排出について周知啓発を図ります。	①分別や適正排出についての住民説明会や出前講座等の開催	①開催回数 40回
1-7-5	搬入時の分別指導の徹底	清掃センター搬入時の展開検査や指導により、分別の徹底を図ります。	①許可業者搬入車両に対する抽出開披検査の実施（分別の徹底及びルール遵守を図る。）	①検査回数 5回 （可燃ごみ、不燃ごみ）

基本施策 1-8 不法投棄対策の推進

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-8-1	ごみゼロ運動等地域美化活動の推進	ポイ捨てや不法投棄のない清潔なまちづくりの実現と市民の美化意識の向上を図るため、地域の環境美化活動を推進します。	①クリーン長野運動推進本部への補助 ②住民自治協議会と連携し、市内全域でごみのない美しい環境をつくるため「ゴミゼロ運動」を実施	①補助金額100万円 ②地区環境美化活動のごみ回収量
1-8-2	地域と連携した不法投棄されにくい環境づくりの推進	不法投棄多発地帯については、啓発看板・投棄防止ネット・監視カメラなどを設置するとともに、投棄物の早期回収を行い、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。 また、不法投棄及びごみのポイ捨ての防止に向けて、地域と連携を図りながら啓発活動を推進します。	①不法投棄監視カメラの設置 ②不法投棄防止ネットを設置	①33台 ②30m（累計711m）

1-8-3	監視の徹底	市民及び地区役員の通報体制や関係機関との連携強化、民間委託によるパトロールの実施など監視体制を継続的に強化することにより、不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。発見した不法投棄に対しては警察等関係機関とも連携しながら、厳正な対応を行います。	①環境部職員による不法投棄パトロール及び回収 ②民間委託によるパトロール及び回収	①49日 ②233日
-------	-------	---	---	---------------

基本方針2 心地よい暮らしづくりに向けた新たな課題への取り組み

基本施策2-1 社会状況の変化に応じた市民ニーズの把握と情報発信の検討

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-1-1	関係機関と連携したライフステージに応じた分別・排出方法の啓発媒体の検討	循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルを提案します。また、+Rに関する情報を提供します。 過剰な消費を抑え、環境に十分配慮した消費生活を実践するため、持続可能な消費を推進します。 単身世帯や子育て世帯等市の啓発が行き届きにくい者に対し、啓発媒体の検討を行います。	①啓発用媒体の作成(チラシ、HP) ②ごみの出し方、分け方等に関するアプリ活用による情報提供 ③消費生活センター実施の事業でのチラシ配布 ④子育て応援メールとの連携(生活環境課原稿作成)	②ごみの分別辞典や収集日程などをオープンデータ化して市HP等により提供することにより、民間事業者によるアプリの開発・運用の支援を行う。 ③年3回 ④年1回

基本施策2-2 排出困難者への支援の検討

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-2-1	関係機関と連携した排出困難者への支援の検討	ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対する収集体制について、社会福祉協議会等福祉団体、住民自治協議会及び市関係部局等と連携し、戸別収集等の新たな収集方法も含め調査、検討を行います。	①戸別収集の実施に向けて調査・検討	

基本施策 2-3 食品ロス削減に取り組む活動への支援

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-3-1	各種団体との連携による食品ロス削減への取り組み	食品ロスの削減に各種団体と連携して取り組みます。	①各種団体へ食品ロス削減の協力依頼「30・10運動」(施策番号1-4-6と併せて実施) ②消費生活センター窓口及び消費生活センターが実施する事業での啓発チラシの配布 ③環境活動のてびきで30・10運動を紹介	②年3回
2-3-2	フードバンク活動への協力・支援	フードバンク活動への協力・支援を実施します。	①市職員を対象としたフードドライブの実施 ②市有施設を拠点としたフードドライブ開催場所の提供・支援 ③市イベント時におけるフードドライブの支援 ④環境活動のてびきでフードバンク活動を紹介 ⑤生活困窮者へ支援する機関との意見交換	①年4回 ②年1回 ③年2回

基本施策 2-4 新たな啓発施設(複合施設)の活用方法の検討

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-4-1	啓発施設の活用方法の検討	啓発施設の活用方法について検討します。	リフレッシュプラザの既存機能に加え、多目的ホール、講座室が充実するため、これらの施設を活用した新規事業を計画	指定管理者の募集・決定 指定管理者からの提案内容の検討・協議

基本方針3 環境負荷の低減に配慮した廃棄物処分への取り組み

基本施策3-1 適正な収集運搬体制の構築

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
3-1-1	適正かつ効率的な収集方法・運搬体制の検討	収集方法・回数等について、より効率的なものとなるよう費用対効果を勘案しながら検討を行います。 また、一般廃棄物処理業の許可手続きの見直しを行います。	①収集方法・回数等について、より効率的なものとなるよう費用対効果を検証 ②一般廃棄物処理業の許可条件について、引き続き検証・検討 ・一般廃棄物収集運搬業については、原則新規許可を停止	①新たな契約方法を検証・検討 ②平成29年4月1日付け新規許可証交付をもって、一般廃棄物収集運搬業許可については、原則停止
3-1-2	環境に配慮したごみ集積所設置の支援	分別意識の高揚や清潔で住みよいまちづくりのため、自治会等が設置するごみ集積所が環境美化に配慮したものになるように支援します。	①ごみ集積所設置及び改修事業補助金の交付 ②カラスよけネットの貸与	①小屋タイプ補助件数(設置60棟、改修69棟)
3-1-3	収集運搬業者等の研修会の実施	一般廃棄物収集運搬業許可事業者に対する研修会を実施します。	①更新許可(指定)事業者に対する講習会の開催	①開催回数 3回

基本施策3-2 効率的な廃棄物行政の推進

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
3-2-1	ごみ処理の効率化に向けた処理費用の分析	一般廃棄物会計基準に基づく処理費用の分析を行い、ごみの種別や作業部門ごとの費用(原価)について経年変化を検証し、ごみ処理の効率化を推進します。ごみ処理コスト(収支)については広く市民に公表し、廃棄物処理にかかる費用の透明化を図ります。	①H28ごみ処理コストの算出・分析を行い、ごみ処理概要に掲載、ホームページ等で公表	①過去の算出結果と比較し、経年変化や効率化等を検証

3-2-2	一般廃棄物処理手数料体系の検証	平成21年10月に導入した家庭ごみ処理手数料有料化制度、清掃センターごみ処理搬入手数料の改定については、ごみ量や手数料収入の動向等を十分に分析し、処理手数料の検証を行います。	①手数料収入及び処理コストを基に、現行処理手数料体系について検証 ②有料化導入に伴う減免制度として一定枚数の指定ごみ袋交付	
3-2-3	ごみ通信等の広告媒体としての活用を検討	ゴミ通信への広告の掲載など、新たな財源の確保に向けた検討を行います。	①ゴミ通信への広告掲載の継続	①新たな広告主の確保
3-2-4	処理困難物自主回収の推進	市処理施設で処理できないもの（処理困難物）については、販売・製造業者等に対して自主回収を要請するほか、回収ルート構築に関して、国や全国都市清掃会議等に対して働きかけを行います。	①全国都市清掃会議協議会における研究及び国等関係機関への要望 ・北陸東海地区適正処理困難指定廃棄物対策協議会を通じた周辺自治体との情報共有、共同研究等	①農薬、カセットボンベ等の販売事業者等による適正処理・リサイクルシステムの整備について、継続して要望を実施
3-2-5	新たな資源化ルートの検討	市ごみ処理施設で資源化できない品目について、新たな資源化ルート構築の可能性について検討を進めます。	①生ごみの資源化等について検討 ②民間の処理施設で堆肥・チップ化している剪定枝葉の効率的なバイオマス利活用について検討 ③水銀使用製品の分別回収ルートの確立	①地域等から提案のあった生ごみ資源化の実現に向けて検討 ②剪定枝葉バイオエタノール化の検討 ③体温計や血圧計などの水銀使用製品の回収方法の検討

基本施策 3-3 ごみ処理施設の整備

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
3-3-1	安全で安定的な処理の継続実施	<p>長野広域連合が大豆島地区に計画している広域ごみ焼却施設の整備・稼働までの間、長野市清掃センター焼却施設について、中期保全計画に基づく適切な設備改修工事等の実施により、引き続き安全で安定的な処理を実施します。</p> <p>焼却灰等については、外部搬出により、適正かつ安定的に埋立処分を実施するほか、再資源化を促進していきます。</p>	<p>①焼却施設、資源化施設、最終処分各施設の計画的な整備</p> <p>②天狗沢最終処分場の埋立終了に伴い、焼却灰等を全量外部搬出により最終処分</p>	<p>①焼却施設、資源化施設のオーバーホール工事、最終処分場水処理施設補修工事等の実施</p> <p>②安定的な処分場の確保に努めるとともに、焼却灰の一部については資源化処理を実施</p>
3-3-2	環境調査等の実施	市ごみ処理施設周辺の大気測定等環境調査を定期的に行い、測定結果を公表します。	①清掃センター周辺3地点で、有害大気汚染物質等25項目について環境調査を実施、測定結果を迅速に公表	①環境調査 年4回
3-3-3	長野広域連合ごみ処理施設の整備促進	長野広域連合が大豆島地区に計画している「広域ごみ焼却施設」の平成30年度中の稼働に向け、着実に事業推進を図ります。	①地元住民と協議を図りながら、地域の安全に十分配慮し、施設整備を進める。	
3-3-4	新たな広域ごみ焼却施設建設に伴う清掃センターの整備	広域ごみ焼却施設建設に合わせ資源化施設等を改修するとともに、新焼却施設稼働後に現焼却施設等を解体し、跡地の一部に資源物等ストックヤードを移設・整備します。	①広域連合の建設計画との調整を図りながら、新焼却施設稼働に向け、清掃センター施設の改修・整備を進める。	①新焼却施設稼働に向けた資源化施設の改修工事を実施

基本施策 3-4 災害廃棄物対策

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
3-4-1	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、必要な見直しを行います。	<p>①国が策定した「災害廃棄物対策指針」及び平成29年7月改訂予定の「長野市地域防災計画」を踏まえた「長野市災害廃棄物処理計画」の見直しの実施</p> <p>②災害廃棄物処理チー</p>	<p>①見直しの実施</p> <p>②1回</p>

			ムの打合せ ③災害対応マニュアルの策定 ④大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会に参画	③見直しの実施 ④大規模災害時の広域対応について協議
--	--	--	--	-------------------------------

基本方針4 計画を推進していくための取り組み

基本施策4-1 PDCAサイクルによる計画（施策）の進行管理

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
4-1-1	ごみ処理実施計画による施策の実施	本計画で定めた各種施策について、毎年度定めるごみ処理実施計画で事業計画など必要な事項を定めるとともに、数値化できるものは数値目標を掲げ、目標達成に向けて各事業を実施します。	実施計画の策定	年1回
4-1-2	数値目標と実績との比較によるごみ処理の評価	実施計画に基づく施策の実施状況や数値目標の達成状況等について、長野市廃棄物減量等推進審議会にて報告・審議を行い、評価を実施します。	長野市廃棄物減量等推進審議会での具体的な施策の審議	年1回
4-1-3	まちづくりアンケートの活用	まちづくりアンケートや国の環境白書を活用し、満足度調査や市民意見の募集を行います。	①まちづくりアンケートの活用分析 ②国環境白書で3Rに関する意識調査の活用分析	年1回
4-1-4	計画の中間評価（見直し）の実施	実施計画による施策の推進状況やごみを取り巻く社会的状況の変化等を踏まえ、平成30年度に本計画（基本計画）の中間評価（見直し）を実施します。		

生活排水処理実施計画

1 し尿、浄化槽汚泥発生量及び処理量の見込み

区 分		単位	平成29年度
1	年間処理計画量	kL/年	30,563
2	し尿	kL/年	21,328
3	浄化槽汚泥	kL/年	9,235
	(1) 単独処理浄化槽	kL/年	1,318
	(2) 合併処理浄化槽	kL/年	5,626
	(3) 農業集落排水施設	kL/年	2,291
1	計画日平均処理量	kL/日	83.7
2	し尿	kL/日	58.4
3	浄化槽汚泥	kL/日	25.3
	(1) 単独処理浄化槽	kL/日	3.6
	(2) 合併処理浄化槽	kL/日	15.4
	(3) 農業集落排水施設	kL/日	6.3

2 収集・運搬体制

し尿			浄化槽汚泥（単独・10人槽以下の合併）		
地区	委託・許可	事業者数	地区	委託・許可	事業者数
市全域	委託	1組合 (9社)	下記を除く	委託	1組合（4社）
			若穂	許可	1社
			豊野	許可	1社
			戸隠	許可	1社
			戸隠の坪山地区・鬼無里	許可	1社
			大岡	許可	3社
			信州新町	許可	2社
			中条	許可	2社

浄化槽汚泥（戸別浄化槽）			浄化槽汚泥（11人槽以上の合併）		
地区	委託・許可	事業者数	地区	委託・許可	事業者数
信州新町の越道、山上条、上条、水内、山穂刈、里穂刈、新町地区	許可	1社	下記を除く	許可	1社
			篠ノ井・松代・川中島・更北・信更	許可	1組合（4社）
			若穂	許可	1社
			豊野	許可	1社
			戸隠	許可	1社
信州新町の下市場、牧野島、牧田中、中牧、弘崎、信級、日原東、日原西、竹房、左右地区	許可	1社	戸隠の坪山地区・鬼無里	許可	1社
			大岡	許可	3社
			信州新町	許可	3社
			中条	許可	3社

農業集落排水		
地区	委託・許可	事業者数
下記を除く	許可	1組合（4社）
豊野	許可	2社
戸隠	許可	1社
鬼無里	許可	1社
信州新町	許可	2社

※ 若穂・大岡・中条地区は対象施設なし

生活雑排水汚泥			生活雑排水汚泥（ディスポーザー）		
地区	委託・許可	事業者数	地区	委託・許可	事業者数
下記を除く	許可	1組合（4社）	全地区	許可	1社・1組合
松代（一部）・若穂・豊野	許可	1社			

3 中間処理計画

(1) 長野市衛生センター

- ①所在地 長野市大字川合新田 2 9 3 8
- ②処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
- ③処理能力 1 8 0 kL／日（生し尿 1 4 4 kL／日、浄化槽汚泥 3 6 kL／日）
- ④処理主体 長野市（直営）
- ⑤処理区域 長野、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区
- ⑥処理量見込
し尿 1 3, 1 0 0 k L
浄化槽汚泥 5, 4 0 0 k L

(2) 須高衛生センター

- ①所在地 須坂市大字小山 2 1 0 4 - 3 6
- ②処理方式 希釈後下水道投入
- ③処理能力 4 0 kL／日（生し尿 3 2 kL／日、浄化槽汚泥 8 kL／日）
- ④処理主体 須高行政事務組合
- ⑤処理区域 若穂地区
- ⑥処理量見込
し尿 1, 4 0 0 k L
浄化槽汚泥 3 6 0 k L

(3) 千曲衛生センター

- ①所在地 千曲市大字屋代字中島 3 1 1 9
- ②処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
- ③処理能力 3 1 0 kL／日（生し尿 2 7 0 kL／日、浄化槽汚泥 4 0 kL／日）
- ④処理主体 千曲衛生施設組合
- ⑤処理区域 篠ノ井、松代、川中島地区
- ⑥処理量見込
し尿 1 0, 3 0 0 k L
浄化槽汚泥 3, 3 4 0 k L

(4) 犀峽衛生センター（H26休止）

- ①所在地 長野市信州新町大字日原東 2 2 6 3 - 3
- ②処理方式 高負荷脱窒素処理方式＋膜分離処理＋高度処理
- ③処理能力 2 7 kL／日（生し尿 25kL／日、浄化槽汚泥 2kL／日）
- ④処理主体 長野市（直営）
- ⑤処理区域
- ⑥処理量見込

(5) 信濃理化学工業(株)

- ①所在地 長野市松代町大室 1 2 7 9 - 1
- ②処理方式 脱水施設
処理水については 活性汚泥法+接触ばっ気法+砂ろ過
+活性炭ろ過で処理後放流
- ③処理能力 1 3 0 kL/日
- ④処理主体 信濃理化学工業(株)ー長野市からの委託処理
- ⑤処理区域 長野市全域
- ⑥処理量見込 合併浄化槽汚泥 (油分が多いもの) 6 0 0 k L
生活雑排水簡易浄化槽汚泥 2, 0 0 0 k L

4 最終処分計画

各中間処理施設において、残渣・脱水汚泥を乾燥あるいは焼却処分後、業者委託により堆肥化又は一部埋立処分する。中間処理施設ごとの計画は下表のとおり。

中間処理施設	最終処分計画
長野市衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水汚泥はクリーンユーキ(株)佐久工場 (佐久市) で堆肥化 ・沈砂はイーステージ(株)(佐久市)で焼却後、飯山陸送(株)(野沢温泉村)にて埋立処分 ・し渣は長野市清掃センターで焼却後、別紙「排出状況、処理主体、処理計画一覧表」のとおり埋立処分
須高衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・希釈後、下水道投入 ・沈砂は民間事業者にて埋立処分 ・し渣 (長野市分) は須坂市清掃センターで焼却後、民間事業者にて埋立処分
千曲衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水汚泥は千曲衛生センター内で堆肥化 ・沈砂は民間事業者にて埋立処分 ・し渣 (長野市分) は長野市清掃センターで焼却後、別紙「排出状況、処理主体、処理計画一覧表」のとおり埋立処分
犀峽衛生センター	(H26休止)
信濃理化学工業(株)	脱水汚泥はクリーンユーキ(株)佐久工場 (佐久市) で堆肥化

5 市外からの一般廃棄物受入

長野市以外からの一般廃棄物受入については、搬入市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イの通知を受ける。

6 外部搬出

長野市内で資源化处理等できない残渣、脱水汚泥については、処理施設のある市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行う。

排出状況、処理主体、処理計画一覧表

1 収集運搬計画

(単位：トン)

ごみの種類		収集運搬計画				
		収集主体	計分量 (排出量)	収集区域	収集回数	収集方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	(定期収集ごみ) ・市委託事業者 ・市直営	53,064	長野市域 長全	週 2 回 又は 1 回	ごみ集積所 定日収集方式 及び 拠点回収
	不燃ごみ	・北信保健衛生施設組合委託事業者 (一時多量ごみ)	4,916		4 週に 1 回	
	資源物	・排出者自ら運搬 ・排出者自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬事業者に委託 ・市直営	18,098		プラスチック製容器包装 週 1 回 剪定枝葉 週 1 回 ペットボトル 2 週に 1 回 その他 4 週に 1 回	
事業系ごみ	可燃ごみ	・排出者自ら運搬 ・市が許可する一般廃棄物収集運搬事業者に委託	40,036	長野市域 長全	随 時	/
	不燃ごみ		1,290			
	資源物		490			
合 計	可燃ごみ	/	93,100	/	/	/
	不燃ごみ		6,206			
	資源物		18,588			
中間処理残渣	焼却灰等	市委託事業者	11,335	市焼却設	必要の度	/
	不燃残渣	市委託事業者	1,928	市資源化設	必要の度	

2 中間処理計画

(単位：トン)

ごみの種類	処理主体・処理施設	計画量 (処理量)	処理方法	残渣の種類等 (最終処分計画)	
可燃ごみ	清掃センター 焼却施設	91,211	焼却	焼却灰・飛灰処理物 (⇒埋立・資源化)	
	北信保健衛生施設組合 東山クリーンセンター	1,889	焼却		
不燃ごみ	清掃センター 資源化施設	6,206	破碎・選別・ 回収	不燃性残渣 (⇒埋立) 可燃性残渣 (⇒焼却) 資源化物 (⇒市委託事業者にて再資源化)	
資源物	プラスチック製 容器包装	清掃センター 圧縮梱包 施設	3,539	選別・圧縮・ 梱包	(⇒(公財)日本容器包装リ サイクル協会(※)にて再資 源化) ※(株)富山環境整備
	紙	市委託事業者	5,546	圧縮・結束	(⇒再資源化)
	ビン	市委託事業者 清掃センター資源化施設	2,129	保管	(⇒市委託事業者(※1)及び (公財)日本容器包装リサイ クル協会(※2)にて再資源化) ※1無色透明・茶色：長野資源 協同組合 ※2その他の色：(有)大原硝子店
		北信保健衛生施設組合委 託事業者	37	保管	(⇒(公財)日本容器包装リ サイクル協会(※)にて再資 源化) ※丸硝(株)
	缶	清掃センター 資源化施設	484	選別・圧縮・ 梱包	(⇒市委託事業者にて再資 源化)
		北信保健衛生施設組合 不燃物処理センター	19		(⇒北信保健衛生施設組合 委託事業者にて再資源化)
	ペットボトル	清掃センター 圧縮梱包 施設	504	選別・圧縮・ 梱包	(⇒(公財)日本容器包装リ サイクル協会(※)にて再資 源化)
		北信保健衛生施設組合委 託事業者	5		※共和観光(株)
	剪定枝葉等	市委託事業者	5,851	再資源化	
	乾電池	市委託事業者	93	再資源化	
蛍光灯	市委託事業者	24	再資源化		
廃食用油	市委託事業者	4	再資源化		

※ () は最終処分計画

3 最終処分計画

【委託（外部搬出）による最終処分計画】

（単位：トン）

処分する廃棄物等	処理主体・処理施設	処分（再生）量
焼却灰	市委託事業者 最終処分場	5,900
	市委託事業者 焼成資源化	100
	市委託事業者 セメント資源化	1,000
	市委託事業者 溶融資源化	100
飛灰処理物	市委託事業者 最終処分場	3,000
混合灰	市委託事業者 最終処分場	1,000
家庭灰	市委託事業者 最終処分場	150
不燃残渣	市委託事業者 最終処分場	1,900

【北信保健衛生施設組合最終処分場での最終処分計画】

（単位：トン）

埋め立てる廃棄物等	処理主体・処理施設	処分（再生）量
焼却灰・飛灰処理物	北信保健衛生施設組合 最終処分場	188
	北信保健衛生施設組合委託事業者 セメント資源化	82
不燃残渣	北信保健衛生施設組合 最終処分場	28

【市内施設における中間処理・最終処分計画】

(単位：トン)

内 容	処理施設所在地等	処理量
廃食用油の資源化	長野市真島町川合1512番地4 直富商事(株)	4
剪定枝葉等の資源化	長野市若穂川田2401番地13 (株)神山緑地産業 リサイクルセンター	5,851
	長野市中曽根2188番地5 宮澤木材産業(株)	

【市外施設における中間処理・最終処分計画】

(単位：トン)

内 容	処理施設所在地等	処理量
乾電池の再資源化	岡山県倉敷市水島川崎通1丁目5番2 J F E 条鋼(株) 水島製造所	101
蛍光灯の再資源化	小諸市大字平原309番地1 イー・ステージ(株)	21
焼却灰の埋立	①中野市大字富津5014番地2他 ②野沢温泉村大字東大滝字浅上40-イ番地 飯山陸送(株)	5,900
焼却灰の再資源化	焼成 埼玉県大里郡寄居町三ヶ山250番地1 ツネイシカムテックス埼玉(株)	100
	セメント 三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地1 太平洋セメント(株)藤原工場	1,000
	熔融 愛知県名古屋市港区昭和町18番地 中部リサイクル(株)	100
飛灰の埋立	山形県村山市大字富並字百森4889番地10 (株)アシスト	3,000
混合灰の埋立	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部60番地1 グリーンフィル小坂(株)	1,000
家庭灰の埋立	三重県伊賀市治田字しでノ木2441番地の1 (株)ヤマゼン	150
不燃残渣の埋立	三重県伊賀市治田字しでノ木2441番地の1 (株)ヤマゼン	1,900

【市内一般廃棄物処理施設の概要】

内 容	処理施設所在地等
木くず、刈草の破砕	長野市若穂川田2401 - 13 (株)神山緑地産業
廃ゴムタイヤの切断、破砕	長野市篠ノ井山布施570 - 1 (株)高山
廃プラスチック類（ペットボトルに限る）の破砕、圧縮結束	長野市大豆島3397 - 6 直富商事(株)
紙くずの破砕	長野市篠ノ井山布施字池之平7618 直富商事(株)
木くずの破砕	長野市篠ノ井山布施字池之平7618 直富商事(株)
生ごみの乾燥	長野市七二会丁2736 - 3 直富商事(株)
生ごみ（含水率40%のものに限る）の堆肥化	長野市七二会丁2736 - 3 直富商事(株)
生ごみの堆肥化	長野市市場8-5 直富商事(株)
木くず、刈草の破砕	長野市中曾根3646 - 1 宮澤木材産業(株)
廃プラスチック類（ペットボトルに限る）の破砕	長野市篠ノ井御幣川字南松島730 - 1 宝資源開発(株)
紙くずの圧縮、結束	長野市篠ノ井御幣川字南松島748 - 3他 宝資源開発(株)
木くずの破砕	長野市篠ノ井御幣川字南松島748 - 3 宝資源開発(株)
金属くず（缶類に限る）の選別、圧縮	長野市篠ノ井御幣川字南松島729 - 2他 宝資源開発(株)
生ごみの選別、破砕	長野市篠ノ井御幣川字南松島727 - 10 宝資源開発(株)
生ごみの堆肥化	長野市戸隠2515 - 2 特定非営利活動法人 ベとの会